

総務委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和 2 年 6 月 15 日 (月)
午前 9 時 24 分 開会
午前 10 時 57 分 閉会
- 2 場 所 第 1 委員会室
- 3 出席委員 委員長 伊藤 仁
副委員長 奥村 忠俊
委員 足田 仁司、石津 一美、
岡本 昭治、木谷 敏勝、
嶋崎 宏之
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 (別紙のとおり)
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼議事係長 佐伯勝巳
- 8 会議に付した事件 (別紙のとおり)

総務委員長・分科会長 伊藤 仁

総 務 委 員 会 次 第

2020年6月15日（月） 9：30～
第1委員会室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託・分担案件の審査について〈2頁〉

ア 委員会審査

イ 分科会審査

(2) 意見・要望のまとめについて

ア 委員会意見・要望のまとめ

イ 分科会意見・要望のまとめ

(3) 閉会中の継続審査申出について〈5頁〉

4 その他

5 閉会

令和2年第3回豊岡市議会（定例会）議案付託表

【総務委員会】

- 報告第11号 令和元年度豊岡市土地開発公社の決算について
- 第76号議案 物件購入契約の締結について
- 第77号議案 物件購入契約の締結について
- 第80号議案 豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第81号議案 豊岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第82号議案 豊岡市市税条例等の一部を改正する条例制定について

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【総務分科会】

- 報告第7号 専決処分したものの承認を求めることについて
- 専決第8号 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第4号）
- 報告第8号 令和元年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について
- 第87号議案 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第6号）

2020年度 豊岡市議会総務委員会名簿

2020年6月15日(月)

【総務委員】

委員長	伊藤 仁
副委員長	奥村 忠俊
委員	足田 仁司 石津 一美 岡本 昭治 木谷 敏勝 嶋崎 宏之

7名

【説明員】

議会事務局	
議会事務局長	宮本 ゆかり
議会事務局次長	安藤 洋一
政策調整部	
政策調整部長	塚本 繁樹
政策調整部参事 (行財政改革担当)	正木 一郎
政策調整部次長兼公共施設マネジメント推進室長	土生田 哉
秘書広報課長	山口 繁樹
秘書広報課参事	和田 征之
政策調整課長	井上 靖彦
政策調整課参事 (行財政改革担当)	若森 洋崇
財政課長	畑中 聖史
防災監	宮田 索
防災課長	原田 泰三
総務部	
総務部長(会計管理者)	成田 寿道
総務部次長兼ワークインバージョン推進室長	土田 篤
総務課長	太田垣 健二
総務課参事(文書法制担当)	宮代 将樹
ワークインバージョン推進室参事	岸本 京子
人事課長	山本 尚敏
人事課参事	小川 琢郎
情報推進課長	中奥 実

地域コミュニティ振興部	
コミュニティ政策課長	土生田 祐子
市民生活部	
税務課長	宮崎 雅巳
城崎振興局	
地域振興課長	谷垣 一哉
竹野振興局	
地域振興課参事	山根 哲也
日高振興局	
地域振興課長	中川 光典
出石振興局	
地域振興課長	今井 謙二
但東振興局	
地域振興課長	大石 英明
会計課	
会計課長	三笠 孔子
消防本部	
消防長	榊田 貴行
消防本部次長兼総務課長	吉谷 洋司
豊岡消防署長兼警防課長	中古谷 康彦
予防課長	土田 有紀
選挙管理委員会・監査委員事務局	
選管監査事務局長	宮岡 浩由

【説明補助員】

市民生活部	
税務課長補佐	塚本 尚見

18名

【担当事務局職員】

議会事務局主幹兼議事係長	佐伯 勝巳
--------------	-------

計 26名

午前9時24分 委員会開会

○委員長（伊藤 仁） 皆さん、おはようございます。

おそろいになりましたので、定刻より大分早いですけど、もう早速、総務委員会を開会したいと思います。

それでは、一般質問、今回はコロナ議会と言われているのですが、一般質問の対応、大変ご苦労さまでございました。今日は、総務委員会ということで、さらに詳しく伺いすることになろうかと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

当局から説明補助員として塚本税務課長補佐を出席させたいとの申出があり、これを許可しておりますので、ご了承願います。

本日の議事進行についてですが、総務委員会審査と予算決算委員会に係る総務分科会審査を適宜切り替えて行います。また、委員の皆さんは、総務委員会次第とは別に、審査のため、資料をお配りしております。それぞれ右肩に議案番号を記載しておりますので、それを見ながら審査をお願いいたします。

委員の皆さん並びに当局の皆さんは、質疑、答弁に当たりましては、要点を押さえて簡潔明瞭に行っていただき、スムーズな議事進行にご協力をお願いします。

なお、委員会並びに分科会の発言は、委員長、分科会長指名の後、マイクを使用して課名と名字を名乗ってから行っていただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。座って失礼をいたします。

それでは、これより、3、協議事項、（1）付託・分担案件の審査について、ア、委員会審査に入ります。

まず、報告第11号、令和元年度豊岡市土地開発公社の決算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、議案書の24ページをご覧ください。議案書の24ページでござ

います。よろしいでしょうか。

○委員長（伊藤 仁） はい、どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、報告第11号、令和元年度豊岡市土地開発公社の決算についてご説明いたします。

本件は、地方自治法の規定により、報告するものでございます。

なお、本決算は、5月12日の土地開発公社理事会で認定後、市長へ報告があったものでございます。

28ページをお開きください。1、事業報告書の（1）総括事項です。令和元年度は、令和元年度もですけれども、事業資産の取得及び処分はともにありませんでした。したがって、令和元年度末の事業資産保有高は、面積が37万5,828.7平米、金額が1億6,797万4,855円で、前年度と変更ございません。また、これに現金及び預金を加えた資産合計は2億5,844万7,055円です。

次に、経理です。損益計算では、事業収益、事業原価ともゼロ円で、事業総損益もゼロ円となっております。事業総損益から販売費及び一般管理費182万5,888円を差し引いた事業損失は182万5,888円ということでございます。この事業損失に事業外収益3,238円を加えた経常損失であり、また、当年度の純損失は182万2,650円ということになりました。

続きまして、34ページをご覧ください。34ページの財産目録でございます。こちらは、公社が保有します財産を全てまとめたものでございまして、正味財産が計上されております。右側の35ページの貸借対照表と併せてご覧いただきたいと思います。

資産につきましては、1の流動資産で、（1）現金及び預金が9,047万2,200円、それから、不動産につきましては、（3）の公有用地というのが八代・小河江の用地でございます。その下、（4）代替地というのが旧自動車教習所の残地ということになり、資産合計では2億5,844万7,055円でございます。この数値は、35ページの貸借

対照表の資産合計及び資本合計と符合いたしております。

それから、36ページをご覧いただきたいと思います。36ページには損益計算書、37ページにはキャッシュ・フロー計算書をつけておりますので、また後ほどご清覧をいただきたいと思います。

次に、38ページ、39ページでございます。こちらが、公社が現在保有している資産の状況でございます。（４）の公有用地が、先ほど申し上げました八代・小河江の周辺開発整備事業用地ということで、37万5,304平方メートル、（５）の代替地につきましては、都市計画事業の代替用地ということで、旧自動車教習所の残地で524.7平米となっております。

40ページ以降には、現金及び預金明細書等、それから、43ページになりますけれども、監査報告書となっております。こちらにつきましてもご清覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

足田委員。

○委員（足田 仁司） 38ページに資産の主立ったものが載っておるんですけど、八代・小河江の土地がほぼ全てと言ってもいいぐらいですね。たしかここは、国交省のしゅんせつ残土とか、いろいろ処分に活用されてきたと。それは、いつから始まって、いつまでなのか、まだ継続中なのか、まず、そこを教えてください。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） この土地の取得が、その38ページの資産区分の下に19という数字が入っておりますけれども、これが取得年度ということで、平成19年度に取得しておりますので、平成19年度、この取得以降に円山川のしゅんせつ土を持ってきているということでございます。しゅんせつのいわゆる残土といいますか、を持ってくる事業は既に終わっておりますけれども、整地のほうがまだ行わ

れている状況です。国交省のほうに確認しましたところ、今年度、2020年度で管理用道路の整備を含む全ての工事が完成する予定であると伺っております。ただ、聞きますところによると、繰越しの可能性もあるというようなこともございまして、事業全体では一応今年度末で終了予定ということでございます。以上です。

○委員長（伊藤 仁） 足田委員。

○委員（足田 仁司） 分かりました。これ、土地の利用について、国交省とはどんな契約というか、残土処分したら立米当たりとかで何ぼもらえるものなのか、それから、今言われた整地の工事費用はどこが負担してるのか、それを教えてください。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） ちょっと詳しい資料、今こちらに持っておりませんので、契約の形まできっちり分かってはいませんが、もともとの市有地、それから、土地開発基金が持っている土地、土地開発公社が持っている土地があるんですけども、それぞれ使用料とかを頂いてはおりませんし、国交省が直接そちらに土を運び込まれて、整地も国交省持ちでやっていただいているというようなことでございます。以上です。

○委員長（伊藤 仁） 足田委員。

○委員（足田 仁司） 分かりました。整地の工事が年度を越すかもしれないという、そういう含みを考えると、裏返したら、この土地開発公社というものが最低維持していかないと駄目ということ、そういう理解でよろしいですか。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） 今回、5月12日に土地開発公社の理事会でこの件についても協議いたしました。やはり解散の理由としましては、国交省の工事も全て終了したのでという枕言葉というんですか、そういったのが確定してから解散すべきかなという意見が出たところでございます。ですので、議会のこの委員会等でも早期の解散をと言われて

いますけども、取りあえず工事が終わってから、それ以降に手続を進めるのであれば進めたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（伊藤 仁） ほかにございませんか。

質疑を打ち切ります。

特にご異議ありませんので、報告第11号は、了承すべきものと決定しました。

次に、第76号議案、物件購入契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

原田防災課長。

○防災課長（原田 泰三） 44ページをご覧ください。76号議案といたしまして、物件購入契約の締結についてご説明いたします。

本件につきましては、消防団に配備しております資機材のうち、更新の目安としております15年を経過している消防ポンプ自動車3台と小型動力ポンプ積載車2台、それから、同じく更新の目安としております20年を経過している小型動力ポンプ1台について、老朽化等に伴い、消火活動に支障を来すおそれがあることから更新を行うものです。契約方法は指名競争入札、契約金額は7,458万円で、その他は記載のとおりでございます。

簡単ですけども、説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

嶋崎委員。

○委員（嶋崎 宏之） ちょっと2点ほどなんですけど、今、15年と20年という話が出たんですけども、聞き逃したんですけども、15年はどういったものに適用される。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

原田防災課長。

○防災課長（原田 泰三） 消防ポンプ自動車、それから小型動力ポンプ積載車につきましては、艀装メーカー等から示されている更新目安というのが一つ、15年というのをございまして、使用頻度とか老朽度を考慮して、実際にはおおむね20年を経過しない範囲で更新するように決めております。それ

から、小型動力ポンプなんですけども、こちらにつきましては、ポンプメーカーが示す使用基準だとか、部品の供給期間等を考慮いたしまして、一応更新目安を20年としておりまして、そうはいっても25年ぐらいまでには更新をしたいというような、一応の決まりを設けております。以上でございます。

○委員長（伊藤 仁） 嶋崎委員。

○委員（嶋崎 宏之） ありがとうございます。

もう1点、最近見てると、CD-1というこの型の消防ポンプ自動車はかなり更新をされてるんですけども、これは例えば地域なり、あるいは各消防団の意向、そういうものも踏まえて、こういったものに替えられてるんか。というのが、CD-1というと、かなりでかい図体で、機動力も発揮できるんですけども、地域によっては若干機動力を発揮するのに、例えば狭い路地をクリアせないかんとか、あるいは密集地なんかで水源確保にちょっと難があるというふうな話も聞いてはいるようなので、そういったことに関して、地域と、あるいは各消防団との、更新時期になったら、話し合いみたいなことはされてるんかどうか、その点、ちょっとお聞かせください。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

原田防災課長。

○防災課長（原田 泰三） 今の件なんですけども、実は出石消防団なんかなんですけども、一つ例に取りますと、以前は積載車で更新をされてたんですけども、2018年の9月に出石消防団のほうから、消防車両の更新に当たっては、やはり消防水利の不足の関係であつたりとか、そういったことから、やはり消防力の強化という面で、小型動力ポンプよりは消防ポンプ自動車をというようなことで、要望なんかもいただいて、積載車だったのをポンプ自動車に替えたりというようなこともございます。また、積載車のままというところは、あらかじめそういった更新のときにご意見をお伺いさせていただいて、そのまままた同じようなタイプでというようなことのお話があつて、それで、そういった形にしておるというようなことですので、それぞれご意見をお

伺いた上で更新を図っているというのが実際でございます。以上でございます。

○委員（嶋崎 宏之） 分かりました。十分にその辺の意見を聞いて、また更新に当ててください。

それから、もう1点だけ、すみません、ちょっとしつこいけど、最近、今の普通免許が4トンから8トンまでの中型うんか、何かその辺のところができて、例えば、最近新しく若い人たちが入ってきて、例えばオートマ専用の限定の免許だったり、あるいは2トンまでしか乗れないとか、何かその辺のかなりの制約があって、もう一回取り直さないかんようなことを聞いてるんですけど、その辺の状況に関してはいかがでしょうか。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

原田防災課長。

○防災課長（原田 泰三） 実は今の議員ご指摘の準中型自動車の運転資格の取得のために補助制度を設けてはいるんですけども、今のところ、そういった議員言われたようなお話も聞いたりはするんですけども、そういったことで、その制度を使って、免許を取り直すというようなことの実績はまだございませんですけども、一応そういったことに対応できるように、制度を設けておりますので、もう少しPRというのもしていかないといけないと思ってるんですが、そういったことで対応はしていきたいと考えております。以上です。

○委員（嶋崎 宏之） 分かりました。団員確保、本当大変なんで、若い方々にも、人数少なくなっていると思いますけれども、団員確保にやっぱり大きな武器になるので、しっかりと……（「どれぐらいの補助が出とるか聞いてよ」と呼ぶ者あり）すみません。どれぐらいの補助が。

○委員長（伊藤 仁） はい。

○防災課長（原田 泰三） 一応、補助率は10分の10ということで、21万5,000円程度ということになるだろうという金額を聞いておりますので、そういったことで算出はしております。内容なんですけど、普通自動車の運転免許を有している団員、また、中型免許とか、そういったものを準中型

免許を取得している団員であって、オートマチック車に限定されている方とか、そういったような要件は設けているというようなところがございます。

○委員（嶋崎 宏之） どうもありがとうございます。

○委員長（伊藤 仁） よろしいですか。

○委員（嶋崎 宏之） はい。

○委員長（伊藤 仁） 岡本委員。

○委員（岡本 昭治） ちょっと教えてください。ポンプのこの新規のときも、相手契約者は鳥取の方なんですけども、この後、導入された後、メンテとか何かありますよね。メンテナンスするというときには、多分車体の部分と消防の部分、ちょっと違うんかも分かりませんが、地元の方がやられるんですか。それとも、やっぱりここの吉谷機械のほうに連絡されておるのでしょうか。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

原田防災課長。

○防災課長（原田 泰三） 実際購入するのに当たっては、ここのメーカーで艀装の分も車両の分も一括してということで契約するわけなんですけども、物によっては、そういった吉谷機械さんに直接来ていただいて、ポンプですので、やっぱり精密なものですので、なかなか特殊の艀装がありますので、そういったところに直接ご連絡をさせていただいて、修理に来ていただいたりとかというようなことをしてるんですけども、実際の車検とか、そういったものにつきましては、入札によって市内の業者さんにさせていただいているというのが、自動車につきましては、そういう状況でございます。

○委員長（伊藤 仁） 岡本委員。

○委員（岡本 昭治） ちょっと入札の業者、参加業者を、ずっと見てたら、地元の業者というのが本当1社ぐらいやったかな、ほとんどもう大阪だとか、福知山とか、あっち側の方の業者だったので、地元でそういう扱ってところがないのかなという、ちょっと確認だけさせてもらいました。それで結構です。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

原田防災課長。

○防災課長（原田 泰三） 今、議員ご指摘のとおり、地元の業者さんというのは1社ということだと思います。艀装の関係だとか、いろいろと装備を各分団に使い勝手に合わせていろいろ注文したりとかということになりますので、やはりなかなかメーカーさんでないと、そういう対応をしていただけない、実際にはしていただけないというのが実情だというふうに考えております。以上です。

○委員（岡本 昭治） 結構です。ありがとうございます。

○委員長（伊藤 仁） ほか、ございませんか。
足田委員。

○委員（足田 仁司） ちょっと関連して、メーカーというのは、車両部分のメーカーと、それから艀装というんですか、架装というんか、特殊車両にする、上乘せる、例えばごみ収集車やったら、新明和とか、そういうところがやってるんですけど、似たような仕組みで車両を仕入れて、そこを加工するメーカーがあって、この出てる吉谷機械さんは多分代理店的な立場なのかな。ここで製造はしてないと思うんですよ。今、岡本議員言われたように、ちょっと不具合が出たりしたときの修繕だとか、そうすると、せめて近いところにそういった技術を持っている代理店なりを確保しとくべきかな。緊急車両なんですね、あんまり半月も一月も待たされると具合悪いかな。そんなんも含めて、製造するところ、それから販売するところのいろいろ仕組みなんかはどの程度つかまれているのかなというのがちょっと気になったんですけど、分かりましたら、教えてください。

○委員長（伊藤 仁） 原田防災課長。

○防災課長（原田 泰三） すみません、正しく答えられるかどうかは別として。小型動力ポンプだけだったら、例えば市内の業者さんでもできるんじゃないかという話もあると思うんですけども、確かに単体であれば、業者さんでも可能なんですけども、先ほどもちょっと申し上げましたように、実際、消防自動車に積むのに当たって、いろんな改造を必要とし

ますので、そういったことの精密ないろんなことの課題を考えますと、やはり艀装を行っている大手メーカーに依頼したほうが信頼性の面でまさっているのではないかという考えを一つ持っております。

それから、あと、小型動力ポンプと、例えば積載車なんかにつきましても、やはり一括して入札をしたほうが、それぞれ単体で入札するよりも費用的には抑えられるのではないかという考え方も一つあるものと考えております。

それから、今回も落札されました吉谷機械さんなんですけども、鳥取市が本社ということなんですけども、一応豊岡市にも北兵庫営業所というのを設けられておりまして、技術者なんかは鳥取から来るのかもしれないけども、やはり消防自動車という緊急性の高い性質の資機材ですので、極力そういったことは素早くスピーディーに対応はしてくださっているのではないかというふうに思っております。ちょっと答えになっているかどうか分かりませんが、以上でございます。

○委員長（伊藤 仁） 足田委員。

○委員（足田 仁司） 分かりました。

あと1点だけ、この吉谷機械製作所という会社は、艀装をする会社という理解でいいんでしょうか。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

原田防災課長。

○防災課長（原田 泰三） 大手の製造メーカーという位置づけでございます。

○委員（足田 仁司） 分かりました。

○委員長（伊藤 仁） ほか、ございませんか。
質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。よって、第76号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第77号議案、物件購入契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

中古谷豊岡消防署長。

○豊岡消防署長（中古谷康彦） それでは、議案書の45ページと本日お配りしました資料を併せてご覧ください。よろしいでしょうか。

○委員長（伊藤 仁） はい、どうぞ。

○豊岡消防署長（中古谷康彦） 第77号議案、物件購入契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、豊岡消防署城崎分署のはしご付消防自動車を13メートルブーム付消防ポンプ自動車に更新するものであり、契約方法は指名競争入札で、契約金は1億450万円でございます。

説明は以上でございますが、言葉では分かりにくい点があると思いますので、本日お配りしました資料でイメージしていただければと思います。

そのほかにつきましては、記載のとおりでございます。

○委員長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

足田委員。

○委員（足田 仁司） 1点は、はしご車からブーム付車に替えることのメリット、例えばデメリットは少しあるけど、メリットのほうがこんだけ大きいとか、もしありましたら説明をお願いします。

○委員長（伊藤 仁） 中古谷豊岡消防署長。

○豊岡消防署長（中古谷康彦） 高さ的には今までの15メートル級に代わりまして、13メートルということなんですけども、写真をご覧いただいたら分かると思いますけども、以前のはしご消防車というのは、アウトリガーといいまして、ジャッキ、この部分を横に張り出して使うようになってました。しかし、今回の13メートルのブームにつきましては、そのままの状態でジャッキアップができるということで、より災害の建物に近づいた状態で作業ができることになり、15メートルと遜色なく活動できます。また、はしご車の点検とブームの点検でいきますと、20年使用した中で、約3,600万円の

コストダウンということになるということで、このブーム式ということに決定しました。以上でございます。

○委員長（伊藤 仁） 足田委員。

○委員（足田 仁司） もう1点、さっきと同じ質問なんですけど、西垣消防さんは、このブーム車の製造メーカーですか、それとも、代理店的な事業所なのか、どちらでしょうか。

○委員長（伊藤 仁） 中古谷豊岡消防署長。

○豊岡消防署長（中古谷康彦） 西垣消防ですけども、北兵庫の代理店、モリタ消防ポンプの代理店ということになっております。以上でございます。

○委員（足田 仁司） 分かりました。

○委員長（伊藤 仁） ほか、ございませんか。
石津委員。

○委員（石津 一美） この契約の金額なんですけども、この金額より実際の定価の金額というのが分かれば教えてほしいんですけど。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。
中古谷豊岡消防署長。

○豊岡消防署長（中古谷康彦） 定価の金額ですけども、しばらくお待ちください。見積りを取って決定しておりますので、定価というのはございません。

○委員（石津 一美） 分かりました。

○委員長（伊藤 仁） よろしいですか。

○委員（石津 一美） はい。

○委員長（伊藤 仁） ほか、ございませんか。
嶋崎委員。

○委員（嶋崎 宏之） 今年も消防本部の出初め、見せていただいたんですけども、そのときもたしかこういうブームつきのあれが入ってたんじゃないの。あれ、違うのか。（「はしご車」と呼ぶ者あり）あれははしご車なの、そう。（「豊岡のはしご車」と呼ぶ者あり）豊岡のはしご車。じゃあ、このブームつきというのは、今度、初めて入るということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。

○委員長（伊藤 仁） もういいですか。
ほか、ございませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。よって、第77号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第80号議案、豊岡市職員の特別勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

山本人事課長。

○人事課長（山本 尚敏） それでは、議案の48ページをご覧ください。第80号議案、豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明をいたします。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を定めようとするものでございます。

内容につきましては、50ページをご覧ください。50ページの条例案要綱によりましてご説明いたします。

改正の内容ですけれども、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を定めることとしております。具体的な内容につきましては、この作業に係る手当の額として、1日につき3,000円とし、患者の身体に接触して行う作業等については、1日につき4,000円とすることとしております。

次に、附則ですけれども、附則では、施行期日について、公布の日からとし、改正後の感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当に係る規定については、令和2年5月1日から適用するとしております。

説明につきましては以上です。

○委員長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本 昭治） 今説明のありました日額3,000円とか4,000円とかいう金額なんですけれども、これは多分国からの勧告か何かあったんですかね。それとも、県のレベルでやってるのか、ちょっと他市町見てみると同じようなとこばっかしだあって、県またぐとちょっと違ったので、県単位で動いてるんでしょうか。

○委員長（伊藤 仁） 山本人事課長。

○人事課長（山本 尚敏） 金額につきましては、国家公務員と同様にしております。国家公務員については、3月にこの特殊勤務手当についての特例について定められまして、施行されております。それに合わせるという格好にしております。

○委員（岡本 昭治） 以上です。ありがとうございます。

○委員長（伊藤 仁） 以上ですか。

○委員（岡本 昭治） はい。

○委員長（伊藤 仁） 足田委員。

○委員（足田 仁司） 附則に公布の日から施行し、5月1日から適用するとあるんですけど、今のやり取りの中に国は3月に決めて、国は4月から施行というか、適用というか。この5月1日に決めた何かわけがあったら教えてください。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

人事課長、山本課長。

○人事課長（山本 尚敏） 施行の日は、遡って5月1日からとしております。これにつきましては、豊岡市で感染の実例の報告がないということがございましたので、遡って5月1日にしておけば、適用については十分だろうということの判断でしております。本市で、この条例、特例を定めるということにつきましては、4月21日付で総務省のほうから各地方公共団体においても病院とか、各施設に患者を収容するケースが出てくる中で、国と同じように、地方公共団体においても、適切に対応するよう

にという文書が発出されまして、それに基づいて、今回の改正の作業を5月に進めたということでございますので、その時点で、本市につきましては、発症の事例がございませんでしたので、そういうことにさせていただいております。

○委員長（伊藤 仁） 足田委員。

○委員（足田 仁司） じゃあ、明確な根拠じゃなくて、この辺りでよかろうと。極端に言うたら、6月1日でもよかろうということ、その程度の理解でいいですかね。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。
山本人事課長。

○人事課長（山本 尚敏） 実際にこの改正の案をつくっていましたが5月に入ってから、5月中でありましたので、その時点で感染の発症者がいないということで、5月1日ということにさせていただきました。

○委員長（伊藤 仁） ほかにございませんか。
質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 討論を打ち切ります。
お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。よって、第80号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、第81号議案、豊岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

中奥情報推進課長。

○情報推進課長（中奥 実） 52ページをご覧ください。第81号議案、豊岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されたことに伴い、関係する

条例について所要の改正を行うものです。

説明については、55ページをご覧ください。条例案要綱により行います。

改正の内容として、1つ目は、題名を豊岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例に改めること、（2）では、条例等に基づく手続等について、情報通信技術を利用する方法により行うため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする、（3）では、その他所要の規定の整備を行うこととしております。

附則において、この条例の施行日を令和2年7月1日からとすること、また、豊岡市固定資産評価審査委員会条例においては、法律名等を引用する部分の改正を行い、公布の日から施行することとしております。

説明は以上です。

○委員長（伊藤 仁） 説明は終わりました。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 討論を打ち切ります。
お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。よって、第81号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第82号議案、豊岡市市税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎 雅巳） 59ページをご覧ください。それから、本日配付しました資料、右肩に82と書いてある資料も併せてご覧ください。資料につきましては、説明の中ほどでご覧いただくことになります。

第82号議案、豊岡市市税条例等の一部を改正す

る条例制定についてご説明いたします。

本案につきましては、地方税法の改正及び新型コロナウイルス感染症等に係る特例等に伴う規定の整備のため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、条例案要綱で説明いたします。主なものを説明いたします。70ページをご覧ください。

1の(1)では、豊岡市市税条例の一部改正(1条関係)の改正の中のアとイにつきましては、ひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するための改正です。個人市民税において非課税措置の対象から寡夫を除き、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親を加えます。婚姻歴の有無にかかわらず、生計を一にする子を有し、前年の所得金額が500万円以下のひとり親を所得控除の対象となることを定めています。ウでは、固定資産税において、調査を尽くしても所有者が一人も明らかにならない資産について、使用者を所有者とみなして課税することを定めています。この場合は、その旨を事前に使用者に通知することになります。エでは、市たばこ税において、0.7グラム未満の葉巻たばこの税率の引上げを定めています。段階的に引き上げますが、ここでは、令和3年9月までの間を規定しており、下段に移っていただきまして、一番下のイのところでは、令和3年10月には紙巻きたばこと同額にすることを定めております。それでは、少しまた上に戻っていきまして、カです。カでは、固定資産税において、附則第10条及び第10条の2で、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における固定資産税に係る税制上の措置を定めています。

附則10条は、読替規定によるものとなるため、条文からは分かりにくいので、資料でご説明をさせていただきます。先ほどご紹介しました資料をご覧ください。条例の仕組みにつきましては、固定資産税の課税標準を定めた市税条例第61条中に第8項で、地方税法に基づく特例を定めておりまして、

今回、その第8項の中で新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関する軽減を追加するものでございます。この資料の裏面をちょっと先に見ていただきますと、それが国の地方税法の附則で、今回、固定資産税の特例について定められた条文でございます。その条文に定められているとおり、市でも特例をするというような条例の成り立ちになっております。非常に長い条文で分かりにくいので、表に戻っていただきまして説明をさせていただきます。

まず、地方税法附則第62条に係るものにつきましては、既にあります制度の生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充と延長を規定しております。特例内容につきましては、3年間、対象固定資産税の課税標準額をゼロにするというものでございます。このゼロにすることにつきましては、附則10条の2第18項でゼロにすることを定めております。現行制度と改正内容を書いております。右側が改正内容でございます。内容につきましては、対象資産に事業用家屋と構築物が追加されたこと、それから、下のほうです、期間が令和4年度まで、2年間延長となりました。右の囲いの米印3つ並べております、一番下なんですけど、そこに書いてありますように、認定先端設備等導入計画に位置づけられたものが対象となり、その認定は、環境経済課が行うこととなります。

次に、下の段です。地方税法附則第61条に基づく特例についてです。新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小企業者等に対する固定資産税の軽減措置です。軽減内容は、表のとおりで、令和3年度分の固定資産税を軽減します。手続に当たりましては、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて申告いただくこととなります。申告時期につきましては、1月1日から31日までの申告の期間に申告していただくということになり、また、年末近くになりますと、対象の前年度に申告、課税させていただきます事業者さん等には説明をさせていただく予定にいたしております。

それでは、議案書の70ページに戻っていただきます。キにおきましては、軽自動車税において環境

性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とすることを定めています。ケでは、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例における所要の改定を定めております。71ページをご覧ください。71ページのウにおきましては、個人の市民税において、新型コロナウイルス感染症の特例法に定める指定行事のうち、市長が指定するものの入場料等の払戻し請求権を放棄した場合は、寄附金控除の適用とすることを定めております。その他、地方税法等の一部を改正に伴いまして、市税条例の一部について所要の規定の整備をしようとするものです。

2の附則におきましては、この条例の規定を区分し、それぞれ施行期日を定めております。

なお、72ページから119ページまでに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

足田委員。

○委員（足田 仁司） 70ページの要綱のところなんですけど、1の（1）のウのところ、調査を尽くしても所有者が明らかとならない資産については、こちらとしたら、その土地の使用者を所有者とみなして課税することができる、そこは理解できるんですけど、使用者の、何か納税するに当たって、その見返りというか、メリットみたいなものは。この書きぶりだと、もし事業をやったら、自分の名義でもないから、土地を融資受けるときの担保にも使えないとかになったまんまで、税金だけ取られるというのは、何かもう一つすっきりせえへんやろうな。何かその使用者をちょっと守るような、そういう向きの手だてというのは全く考えられてない。普通、所有者がなくなってしまったら、国有財産として何か没収されるような、それは話でしか聞いてないんですけど、そういうこともあるのか、何かちょっと微妙な感じがするんですけど、国の財産として没収もしないし、宙ぶらりんのまんまで使用者に税金だ

け肩代わりせえというふうに見えちゃうんで、何か使用者を保護じゃないけど、何か使用者にも何かメリットみたいなのはないのか、その辺も含めて、ちょっと何かあれば教えてください。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎 雅巳） ご質問の内容について、こちらが持ち合わせている資料では、使用者への配慮というところで、特に申し上げるような記載というのはいないです。事前に調査するということで、所有者がいないということを調査した上で、使用者の方にもその旨をお伝えして、課税をするということになります。そもそも所有者がいらない土地を活用されているという時点で、その方に税を負担していただくというような趣旨での改正ということで、その使用者に対するメリットということについてはうたっていない状態でございます。

○委員長（伊藤 仁） 足田委員。

○委員（足田 仁司） 趣旨はよく分かるんですけど、何かもう一つ、この人は、所有者は永遠に固定資産税だけを払い続けるというのは、本当にいいのかな。何かその人に、じゃあ、あんたが所有してくださいというところまで適正価格で買ってもらうとか、そういうのは含まれてないんですね。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎 雅巳） 今こちらで分かっている範囲では、購入というような手だてまでということについては、記載がない状態ですので、税を頂くという範囲内での改正ということになります。

○委員長（伊藤 仁） 足田委員。

○委員（足田 仁司） 細かいところなんですけど、所有者が一人も明らかとならないというのは、誰がどんなふうにして確認するのでしょうか。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎 雅巳） 確認は税務課がすることになりまして、住民基本台帳、あるいは戸籍等の公

簿の調査をかけ、使用者と思われる方、その他の関係者への質問等を踏まえて、所有者を確定していくという作業になります。

○委員長（伊藤 仁） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

奥村副委員長。

○委員（奥村 忠俊） 今質問の少し続きですけども、最後の答弁聞いとると、全然分からないというようなことになるんですけど、しかし、知っておられるところもあると思うんですけども、大体どれぐらいの数が豊岡市ではあるように思われますか。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎 雅巳） ちょっと今のところ対象になる数については、手元に資料を持ち合わせておりません。

○委員長（伊藤 仁） 奥村副委員長。

○委員（奥村 忠俊） 資料はないけども、その数はもう分かっているわけか、大体。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎 雅巳） まだこの改正に伴いましての調査までいかないんですけど、当たりをつけるというような作業もまだできていない状態でして、実際どのぐらいの数になるかということについては、これからということになります。

○委員長（伊藤 仁） 奥村副委員長。

○委員（奥村 忠俊） 言われることは分らんことではないですけど、対象があるからこれをつくろうということになっと思うんで、結構あるだとか、知ってるとかいう、そういうことは、そういう担当の職員の人たちというのは、分かっている部分というのはあるんじゃないかと思うんですよ。何もないのに、もしあったら、必要だからというふうに条例をつくらうということではないと思うんで、それだったら必要ないと思うんで、これは把握されてないというのは、ちょっと答弁にはならないかと思うんですけども、どうでしょう。

○委員長（伊藤 仁） 宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎 雅巳） 確かに数字は申し上げられないんですが、担当として、こういったものがあるって、課税できなくて困っているという状況はあります。

○委員（奥村 忠俊） もう一回よろしいか。

○委員長（伊藤 仁） 奥村副委員長。

○委員（奥村 忠俊） 幾つかあるということで、するんですけども、それ、物すごい調査が必要になってくるのではないかなというような気がするんですけどね、そういう調査を行って、費用がかかっても、その価値は十分出てくるというふうに踏んでおられると、こういうことですか。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎 雅巳） この改正については、地方税法の改正に伴って、市の条例も改正するということで、国の制度改正に伴うもので、豊岡市においても、先ほどそういった事例があつて、課税できないという状況もあるので、適正に課税していく、国の法律に基づく、市条例に基づいて適正に課税していくという立場から、このような調査が必要だと考えております。

○委員（奥村 忠俊） よろしいです。

○委員長（伊藤 仁） よろしいか。

ほか、ございませんか。

石津委員。

○委員（石津 一美） 先ほどの一人も明らかとならないということについて、ちょっと確認なんですけども、この固定資産税については、やっぱり死亡届は出ていないという限りということでよろしいですか。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎 雅巳） 実質、死亡されてから、届けをもらってから調査となりまして、相続がどのようになっているか、相続される予定の方がもういらっしゃらなくなってしまうとか、そういったケースだと思われますので、死亡されてから調査に入るということになります。

○委員長（伊藤 仁） 石津委員。

○委員（石津 一美） 分かりました。だから、あくまでもやっぱり死亡届がない限りは、課税していくということですよね。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎 雅巳） その場合でしたら、まだ所有者がいらっしゃるということになりますので、その方に課税をすることになります。

○委員（石津 一美） 分かりました。

○委員長（伊藤 仁） 岡本委員。

○委員（岡本 昭治） 71ページのウのところですよ。これも多分、事例があるから条文を変えるということじゃないと思うんですけど、ウの個人市民税において、新型コロナウイルス感染症特例法に定める指定行事、指定行事というのは該当するものが実際にあるんですか、この豊岡の中で。今まででいいです、今までの中で。

○委員長（伊藤 仁） 答弁願います。

○税務課長（宮崎 雅巳） この行事については、市長が定めるというふうになってるんですけど、国のほうからの文書等を最近見ていると、文部科学大臣が指定した行事がありまして、そのものが、その行事をホームページで公開されています。その行事を豊岡市が指定するというにした場合、ホームページ等で公表することによって対象にすることができるといふ文書が来ておりますので、今現在、そういった国が指定する行事にイコールにするような考えですので、たくさんの行事があります。ですから、大阪とか東京なんかでの文化活動、コンサートなんかも対象になりますので、物すごく大きな対象範囲と。そのまま国イコール豊岡市もそれを指定した場合はなります。そのことについては、現在、その方向で今検討しておるところでございます。

○委員長（伊藤 仁） 岡本委員。

○委員（岡本 昭治） ということは、該当する可能性があるという、要は、だから、その中で、市民がそこに参加されていたら、中止になりましたよ。その中止になったものが指定行事であったという

ことになる、この条文のような処理をしていただけるということですね。

○委員長（伊藤 仁） 宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎 雅巳） そうですね、今後こちらでまたお知らせしますので、それを見ていただいて、払戻しをされてない場合には、申告の折に、控除の対象になるという仕組みになっております。

○委員（岡本 昭治） 分かりました。

○委員長（伊藤 仁） ほか、ございませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。よって、第82号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、委員会を暫時休憩いたします。再開は10時30分。

午前10時21分 委員会休憩

午前10時28分 分科会開会

○分科会長（伊藤 仁） ただいまより分科会を開会いたします。

それでは、これより、イ、分科会の審査に入ります。

まず、報告第7号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第8号、令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

報告第7号、専決第8号中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正についてであります。

当局の説明は、まず、財政課から全体概要を含めて説明を、その後、組織順で各担当課から説明を願います。

なお、説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

質疑は、説明が終わった後に一括して行います。
それでは、順次説明を願います。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、議案書の2ページをご覧くださいと思います。議案書の2ページでございます。専決第8号、令和2年度一般会計補正予算（第4号）でございます。

本案につきましては、地方自治法の規定により、議会を招集する時間的余裕がないということで、4月30日付で専決処分をしたものでございます。

今回の補正につきましては、コロナウイルス感染症対策に係る国の第1次補正分の特別定額給付金などの支援制度に伴うものでありまして、歳入歳出それぞれ82億2,549万8,000円を追加して、総額556億5,128万4,000円としたものでございます。

財源としましては、9ページ、10ページをご覧くださいと思います。財源のほとんどが国庫の支出金となっておりますけれども、収支調整の一般財源としましては、最下段にあります財政調整基金を357万円繰り入れることで収支の調整を行っておるものでございます。

財政課につきまして、歳出はございません。

全体概要の説明は以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 続きまして、太田垣総務課長。

○総務課長（太田垣健二） 議案書の11ページ、12ページをご覧ください。まず、歳出のほうから説明申し上げます。2款総務費、特別定額給付金支給費ということで、額といたしましては80億9,904万3,000円でございます。12ページの右側の説明欄をご覧ください。主立ったものにつきまして説明させていただきます。まず、人件費ですけれども、この事務に当たります会計年度任用職員の報酬でありますとか、通勤手当、あるいは正規職員の時間外勤務手当ですとか、会計年度任用職員の期末手当等々を人件費にここに計上させていただいております。真ん中辺です。特別定額給付金支給事業費ということで、主なものといたしまして、業務委

託料が2,200万円ということで、これは支援システムの構築でありますとか、データを入力する作業を委託料としてここで盛り込んでおります。それから、一番下段の交付金ですけども、80億4,160万円、これは2020年3月31日時点の豊岡市の人口に基づきまして、掛ける10万円ということでこの金額を計上しております。

次に、歳入でございます。9ページ、10ページをご覧ください。真ん中、16款国庫支出金でございますけれども、一番上です。総務費国庫補助金ということで、80億9,904万3,000円、全額この財源でもって、国費でもって財源を確保しているところでございます。

あと、情報提供であります。6月11日、先週の木曜日時点の支払い状況について申し上げます。申請済み件数が3万398件、全体のこれ、約91%で、対象者別人数でありますけれども、7万5,100人、全体比93.4%の申請をいただいている状況であります。支払いのほうなんですけれども、明日の16日の振込の分も含めまして、総額で74億4,920万円、全体の92.6%の支払いまでござっております。

私からは以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。

よって、報告第7号、専決第8号は、承認すべきものと決定しました。

次に、報告第8号、令和元年度豊岡市繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告第8号中、当分科会に審査を分担されました

のは、所管事項に係る部分についてであります。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） 15ページをご覧ください。報告第8号、令和元年度繰越明許費繰越計算書でございます。

令和元年度から令和2年度に繰り越した額、こちらが確定いたしましたので、ご報告するものでございます。

16、17ページと18、19ページにわたっておりますが、18ページ、19ページをご覧ください。令和元年度の3月の補正の段階におきまして、繰越明許費としてお認めいただいた分ですけれども、今回、合計30事業で、一番下段の計の欄、その19ページの左端といいますか、ちょうど表の真ん中ぐらいになりますけれども、翌年度繰越額、これが13億8,581万5,000円ということでございます。

当委員会に所管する事業でございますが、16ページ、17ページをご覧いただきたいと思います。款2総務費の固定資産評価審査委員会費33万円でございますが、こちらは、選管監査事務局の所管でございます。訴訟業務の委託料ということでございます。

説明は以上です。

○分科会長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） 質疑を打ち切ります。

特にご異議ありませんので、報告第8号は、了承すべきものと決定をしました。

次に、第87号議案、令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

なお、第87号議案については、先日議場で配付された計数整理表により、補正の号数、補正前の額、補正後の計に数字の変更がありましたので、ご留意願います。

第87号議案中、当分科会に審査を分担されたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正について

であります。

当局の説明は、まず、財政課から全体概要を含めて説明を、その後、組織順で各担当課から説明を願います。

なお、説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

質疑は、説明が終わった後に一括して行います。

それでは、順次説明願います。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） 議案書の148ページをご覧ください。第87号議案、令和2年度一般会計補正予算（第6号）でございます。

今、委員長からございましたとおり、本補正予算は、第5号として提案しましたが、後にコロナウイルス感染症対策予算を第6号として提案し、先にこちらを議決いただきましたので、第6号となるということでございます。

計数整理後としまして、歳入歳出それぞれ1億7,045万5,000円を追加し、総額を563億7,373万9,000円とするものでございます。

当委員会に関する歳入でございますが、158ページをご覧いただきたいと思います。今回の補正の財源といたしまして、一番上にございます普通交付税、これを1,312万5,000円増額することにより財源調整をいたしております。

財政課の歳出はございません。

全体の概要説明は以上でございます。

○分科会長（伊藤 仁） 続きまして、若森政策調整課参事。

○政策調整課参事（若森 洋崇） 163ページ、164ページをご覧ください。

○分科会長（伊藤 仁） はい、どうぞ。

○政策調整課参事（若森 洋崇） 総務費、総務管理費、一番上の行、一般管理費でございます。行革推進事業費で、通信運搬費と事業用備品でございます。持ち運びできるパソコンを購入するとともに、インターネット環境を整える携帯型のWi-Fi機器を導入したいと考えております。各課の事務の課題であったり、各課の事務を効率化するための手法と

かを、パソコンを用いて各課で説明して、課題の解決とか、ICTツールの活用を促したいと考えております。

説明は以上です。

○分科会長（伊藤 仁） 続きまして、井上政策調整課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 歳入についてご説明いたします。159ページ、160ページをご覧ください。

○分科会長（伊藤 仁） はい、どうぞ。

○政策調整課長（井上 靖彦） 一番上段になります、一般寄附金100万円でございます。市内の企業1社から地方創生事業に関することということで寄附を受けたものでございます。以上です。

○分科会長（伊藤 仁） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） ご異議なしと認めます。

よって、第87号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で委員会に付託、また、分科会に分担されました議案に対する審査は終了しました。

ここで、委員の皆さん、当局の皆さんから何かありましたらご発言願います。

はい、どうぞ。

○委員（木谷 敏勝） さっきの10万円のやつね、あと92%のあと8%、一般質問のほう、いろいろ出とったけど、どの辺を、100%は無理にしても、どの辺、今月いっぱいでは市民に行き渡る。

○分科会長（伊藤 仁） 答弁願います。

○総務課長（太田垣健二） 一応、今の申請書が出てくるイメージなんですけど、毎日二、三百通ずつ、ぼろぼろ出てきてます。ですので、これが多分、今

月末付近になると、かなり96、7ぐらいまではいくのかなという感じです。ただ、100%目指せと厳命されておりますので、その後は徐々に潰していきたいと思ってます。

○分科会長（伊藤 仁） ほか、ございませんか。岡本委員。

○委員（岡本 昭治） ちょっと一般質問のときでもお話しというか、確認してたと思うんですけど、いろんな事業が出てきております。それを市民の方にきちっと周知していただくようにという話でお伝えしてたと思うんですけど、5月1日に出しておられた一覧表がありましたですね、防災課のほうなんですけども、その改訂版じゃないんですけども、追加版みたいなものを今後出される予定があるのかどうか、確認をさせていただきます。

○分科会長（伊藤 仁） 答弁願います。防災監。

○防災監（宮田 素） 5月1日に出した全てのというか、一覧という形になっているんですけども、今のところ、あれを出すほど大きな変更というのがまだ今のところ見られないと考えておりますので、もう少し大きな変更というのが出てきたら、そのときに考えたいと思っております。

○分科会長（伊藤 仁） よろしいですか。

岡本委員。

○委員（岡本 昭治） 大きな変更というのは、結構既にあるような感じもするんですけども、これから出てくる、既に出ているSTAY豊岡とか、EAT豊岡とか、それと、子供たちの、ちょっと正式名は分からないんですけども、ああいうものも出すことよって大分周知がされるのかなと。それだけでは当然、市民の方に全て網羅するかというと、できないとは思うんですけども、やっぱり一つの大きな手段だろうと思いますので、これも一般質問で申し上げたように、防災課のほうでつくられたということで、格段に多分経費も安くしていただいているんじゃないかなと思いますので、ぜひそういうことも検討していただきたいなということを要望しておきます。

○分科会長（伊藤 仁） ほか、ございませんか。
当局、ないですね。

それでは、ここで当局の皆さんは退席していただ
いて結構です。大変お疲れさまでした。

ここで分科会を暫時休憩します。

午前１０時４５分 分科会休憩

午前１０時４５分 委員会再開

○委員長（伊藤 仁） 委員会を再開いたします。

これより、（２）意見、要望のまとめについて、
ア、委員会意見、要望のまとめに入ります。

休憩前に当委員会に審査を付託されました案件
の審査は終了しました。

ここで委員会意見、要望として委員長報告に付す
べき内容について協議をしたいと思います。何かそ
のような事例がありましたら、お答えください。

暫時休憩いたします。

午前１０時４６分 委員会休憩

午前１０時４７分 委員会再開

○委員長（伊藤 仁） 委員会を再開いたします。

特に意見等はないようですので、また委員長、副
委員長でそのように配慮して処理させていただき
たいというふうに思います。そのように決定してご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） ここで、委員会を暫時休憩
します。

午前１０時４７分 委員会休憩

午前１０時４７分 分科会再開

○分科会長（伊藤 仁） 分科会を再開いたします。

これより、分科会意見、要望のまとめに入ります。
休憩前に当分科会に審査を分担されました案件
の審査は終了しました。

ここで分科会意見、要望として予算決算委員会に
報告すべき内容について協議いただきたいと思い
ます。何かそのような委員長意見に付すべき内容は
あったでしょうか。

○委員（木谷 敏勝） これは別にあれだったけど、
その他のあれで、彼が言った、いわゆる執行せん
な１０万円のことも含めて、もちろん申請が来な
かったら申請を促し、できるだけ１００％に近づける、
しかも早急に引き続き取り組んでほしいというの
や、それから、そういうことも含めて、まだ申請さ
れてない方は早めに早く申請してくださいとか、あ
るいは、ＳＴＡＹ豊岡だとか、何たら何とかいう、
そういう施策を市民にもっと知ってもらうために
広報をしっかりとやって、漏れのないようにしてもら
いたいみたいなところちゃうん。

○分科会長（伊藤 仁） そのようなご意見がござ
います。

○委員（木谷 敏勝） １０万円の分は、ここが所管
のだし、あとはそれに付随してＳＴＡＹ豊岡だの、
ＥＡＴ豊岡だとか、ああいう同じようにこういうの
も……。

○委員（岡本 昭治） ＰＬＡＹ豊岡もあります、子
供たちの、ＰＬＡＹ豊岡ですね。

○委員（奥村 忠俊） ここの総務委員会の担当の分
は……。

○委員（木谷 敏勝） 担当の分はどうか、そこはち
ょっとあれしといてくださいな。でも、とにかく市
民に周知することをして……。

○分科会長（伊藤 仁） 今、定額給付金の１０万
円の話ですね。

○委員（足田 仁司） １０万円も全て周知しての、
なお出さない、出せない人がいるとしたら、もう個
別に掘り起こすぐらいせんと……。

○委員（嶋崎 宏之） それは後の段階でやるとして
……。

○委員（木谷 敏勝） だから、周知もし、漏れのな
いようなあれをしていただきたいと。ほんで、所管
はどうなるか分からへんけども、岡本さんが言っ
とんなったように、いろんな今施策が出とって、元
気つけようというのもあるんだから、それも含めて、
周知というのが物すごい大切だということを正副委
員長でまとめてもらったら。

○分科会長（伊藤 仁） 分かりました。はい、は

い、はい。

○委員（木谷 敏勝） 皆さんの思いちゅうのはそこですね。

○委員（岡本 昭治） 一つの方法だけじゃなくて、先ほど申し上げたように、いろんな手段を使ってやっぱり周知してもらうというのが大事かなと。私はもうこれしか見ないみたいな人もおられるし、スマホで見れる人もおるし。

○委員（木谷 敏勝） だって、ホームページが分かりにくいもん。今の支援というんだったら、ばあんというのをやっぱり、コロナ何とかから引いていかんなんみたいなんだし、分かりにくいわ。

○委員（嶋崎 宏之） ちょっと確かにホームページは何でもかんでもホームページに載せるとかなんとか言って逃げとるけど、あんなのごつい見にくい。もっとホームページ改良せんと、あんなもん一回見たら誰も見んようになっちゃう。

○委員（足田 仁司） 自分に使える制度がどれかなというのが分かるように、細かいとこずうっと並べられても分からへん。

○委員（嶋崎 宏之） もっと大きな字で簡潔明瞭にぱっぱと表現してもらわんと。

○委員（奥村 忠俊） 時々、いろんな種類のものを書いたやつもらったりするけど、それでもなかなか分かりにくい。

○委員（木谷 敏勝） うちは総務委員会だけえ、全般にわたってちらっと絡めて、10万円の絡めて。

○委員（足田 仁司） あくまで100%を目指しててしますか。

○委員（木谷 敏勝） 無理にしても、それ、目指せと。努力してほしいと。

○委員（嶋崎 宏之） 多分、定額給付金は九十何%……。そしたら九十何%までいって、あとの僅かになつたら、もう個人別に打診すると思うけど。それやっていかんと100になれん、100に限りなく近づけないかんから。

○委員（奥村 忠俊） あと残ってるのは、さっき90……。

○委員（木谷 敏勝） 2って言った。

○委員（奥村 忠俊） 2だったな。

○委員（木谷 敏勝） 92. 何ぼだったな。

○委員（足田 仁司） あくまで申請があったのはという。

○委員（奥村 忠俊） 申請があつて。しかし、お金が行ったかどうかは別だけえな。

○委員（木谷 敏勝） お金払ったんが92、91が申請、どっちかだった。

○委員（足田 仁司） 91と……。

○委員（木谷 敏勝） 91が申請で、92が……。

○委員（嶋崎 宏之） 2. 6が……。

○委員（木谷 敏勝） 払った……。

○委員（嶋崎 宏之） そうそうそう。

○委員（奥村 忠俊） 何で。申請のほうが少ないの。

○委員（木谷 敏勝） それは、申請で2人、3人……。

○分科会長（伊藤 仁） 申請があつて、申請したの人の100%、まだ振り込んでないということ。

○委員（嶋崎 宏之） まだ振込ができてない。

○分科会長（伊藤 仁） 申請が100としたら92%しか。

○委員（木谷 敏勝） 限りなく100に近いいうんか、市民の皆さんに漏れがないように、併せて、とにかく施策の周知も、掘り起こしてでもやってほしいみたいな。

○委員（足田 仁司） 絶対できんいうのがあつたら、それを除いて100を目指す。

○委員（木谷 敏勝） 絶対98ぐらいで止まると思う。絶対100はいかん。

○分科会長（伊藤 仁） 病院行つとる人とか……。

○委員（奥村 忠俊） 中には要りませんいう人がおるかも分からんけえね。

○委員（岡本 昭治） それは要らんところにカウントしとけばいいんでね。

○委員（奥村 忠俊） そういう人もあるわな。

○委員（足田 仁司） 分母から外していけるのは外せばいい。

○委員（奥村 忠俊） その点だけでええでしょうな。

○委員（木谷 敏勝） そこら辺をまとめて、出た意

見もそれしかなかったという。

○委員（奥村 忠俊） 委員長、ほんなら、そうしましょう。

○分科会長（伊藤 仁） 今、定額給付金について、極力100%を目指して努力をせえということの意見が出ておりました。案文につきましては、委員長、副委員長にお任せいただきたいと思います、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（伊藤 仁） では、そのようにさせていただきます。

以上で分科会を閉会いたします。

午前10時54分 分科会閉会

午前10時54分 委員会再開

○委員長（伊藤 仁） 委員会を再開いたします。

これより、3、協議事項、（3）閉会中の継続審査の申出についてに入ります。

資料5ページにあります委員会重点調査項目を閉会中の継続調査項目として、議長に対して申し出たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） ご異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

4、その他に入ります。

その他、委員の皆様から何かあれば、お願いをいたします。

嶋崎委員。

○委員（嶋崎 宏之） 常任委員会も、それから特別委員会もそうなんだし、そのほかの委員会に関してもそうなんだけど、今年、新型コロナの影響で、管外視察、あるいは管内視察というのがもう全くできない状態で、それはうちの市議会だけじゃなしに、全国市議会、同じようなことになってるんだけど、この辺が、充ててたのが5月はもう終わってしまったし、あと、充てられるのが大体7月だったんだけど、その7月もちょっと状況を見ながらということになってしまうんだと思うんだけど、方向としては、それはここで決めても仕方ないんだけど、

方向としてはどういうふうな方向を考えているのか、それは議会全体で、あるいは議運なり、ほかで考えているのかどうかも分かりません。あるいは会派幹事長会で考えているのか分からんけども、その辺の情報がまだ何も入ってこないんで、常任委員会、あるいは特別委員会は別にして、特に常任委員会に関してはどういうふう考えてる。

○委員長（伊藤 仁） 議運のほうで話をしまして、今期というのが11月までの今期については、もうなしということで、議運のほうでは結論が出ました。

○委員（嶋崎 宏之） 分かりました。

○委員長（伊藤 仁） ほか。

兵庫県で一絡みでされちゃいますのでね。但馬県なら別ですけども、兵庫県で一つにされちゃいます。そのほか、特にご発言ありませんでしょうか。

はい。

○委員（奥村 忠俊） 佐伯さん、こっちの議会のほうには、他の市町からの視察もやっぱり全然ないんですよ。

○事務局主幹（佐伯 勝巳） ないです。

○委員（奥村 忠俊） やっぱりそうだね。

○委員（嶋崎 宏之） あってもキャンセル、お断りやな。持ち込まない。

○委員（奥村 忠俊） そうですね、そういうことになっては困ると思う。

○委員（嶋崎 宏之） 三原則やな。持ち込まない、つくらない……。

○委員（奥村 忠俊） 特に但馬は感染者が出ないいうところから。

○委員長（伊藤 仁） 但馬県を作ってもらわんと。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤 仁） 以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時57分閉会
